

第四十回 参議院建設委員会會議録第二十五号

(三六三)

昭和三十七年四月二十四日(火曜日)

午後一時三十八分開会

委員の異動

四月二十一日委員田上松衛君辞任につき、その補欠として田畑金光君を議長において指名した。

四月二十三日委員田畑金光君辞任につき、その補欠として田上松衛君を議長において指名した。

本日委員田中一君辞任につき、その補欠として亀田得治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大河原一次君

理事

徳永 正利君

村上 春蔵君

木下 友敬君

委員

稲浦 隆蔵君

岩沢 忠恭君

小沢久太郎君

太田 正孝君

小山邦太郎君

三木與吉郎君

米田 正文君

内村 清次君

亀田 得治君

田中 一君

田上 松衛君

村上 義一君

国務大臣

中村 梅吉君

政府委員

首都圏整備委員会事務局長 水野 孝君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件

○首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大河原一次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。四月二十四日付、田中一君が辞任されました。亀田得治君が選任されましたので御了承願います。

○委員長(大河原一次君) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案両案を一括して議題といたします。御質問の方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 私は最後のようでありますが、これまで本法律に関連いたしました、いろいろ政策的な立場に立つた御質疑等が大体終わっております。聞いておりますが、私は罰則の点だけで若干確めておきたい。どういふふう

に実は考えておられるわけです。で、新法の罰則のところをごらん願いたいわけ

ですが、三十七条によりまして、「次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。」

「第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者」といふふうになつております。つまり本法の施行者が事業実施の事前調査等のために必要だからひとつ入りたと言つてきた場合に、それを拒むことに対しての罰則であります。ところが、そこを疑問になります。

の、ちやうどこの条文に当たるのが、収用法百四十三条第二号であります。これも結局罰金三万円以下といふふうに相なつておるわけです。そこで、つまり新法では懲役六月以下といふものが付加されておるわけですが、これは単に罰金の額を上げるといったようなことじゃないわけですか、相当大きな変化になるわけですか。はたしてこのような強い罰則というものが適当かどうか。収用法との比較において私疑問を持つわけですが、この点の答えをまず願いたいと思つております。

○政府委員(水野孝君) 罰則の点につきましては、ただいま御指摘がございまして、工業団地造成事業の適正な、かつ円滑な施行を確保する、という事業法的な色彩を持つておるのでございまして、ちやうど昨年制定されました公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律にも、同じような測量のために立ち入りする、という権限が付与されておりますが、その市街地の改造に関する法律の御指摘になりました条項に

ついでに罰則は「六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。」といふふうにして市街地の改造の法律の第六十八条にそつう規定があるのでございまして、最近の事業法といふようなものにおきましては、この立ち入りを拒む、ちやうどこの場合におきましては六月の懲役を付するといふのが先例になつておりますので、その先例にならぬようにして体罰を課するといふ条項を入れたわけでございます。

○亀田得治君 先例は今お示しがあつたわけですが、いい先例もあれば悪い先例も世の中にはあるわけですが、必ずしも一度国会を通つたからそれでいいといふものではないかと思つております。大体まあちやうど関係の法規は、一体どのような仕事をやるかと、ちやうどこの点にやはり着眼を置いて一般に審議されるのが私は普通であらうと思つております。したがつて、昨年さういふものができるときに、実は私は収用法との関連において相当問題があるのではないかと、そこで議論をすればすべし問題であつたと考えておるわけなんです。だから、昨年の例があるからそれにならうんだ。――例も何十年も続いた慣例等であれば多少理由もあるわけですが、おそろくあまり国会においてもその点の質疑応答等がなされないままに通つていこうと思つておるわけでは、非常な疑問を持つておる。と言いますのは、収用法の立ち入りの場合にはよかれあしかれ、ともかくその起業者以外の第三者に入つてよろしいかといふ認定をもらつて入つてくるわけでは

すね。それで、それに対してこの立ち入りを拒むといふことに対する罰則規定があります。そつういふ意味では相当客観性を持つておるわけです。ところがこの新法におきましては、施行者が結局知事なり公団といふわけですが、その施行者自身自身が第三者に許可を求めないで入つてくる仕組みになつておるわけですね。だからその点から見るならば、むしろ収用法が罰金三万円であればこの場合には若干の、罰金三万円くらいにするとかといふこととなら、その比較においては筋が通つておる。それが逆にその罰金の額を上げるんじやなしに懲役刑が加わつてくるといふのは、私はやっぱり行き過ぎじゃないかといふふうにご考慮願つておるわけですが、どうでしょう。

○政府委員(水野孝君) ほかに実は先例がございまして、土地区画整理法におきまして、これが昭和三十五年に全面改正をいたしておるわけですが、その第七十二条に、測量及び調査のための土地の立入等というのがございまして、それを受けて罰則が第百三十九条で規定されておるわけですが、「土地の立入を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。」といふふうにして、事業法といふようなものにつきましての立ち入り調査についてはこれを妨害した、これについては体罰を課するといふのが大体の例になつておるわけですので、その例になつたのでございまして。

○亀田得治君 二つの例をあげただけですが、そのほかはどうですか。全部

ましてこの土地の立ち入りを行なう、
こういふことで円満に協力していただ
いておる、これがもう大部分の実情で
あるというふうに承知いたしておりま
す。

○亀田得治君　そういう状態であれば
もう罰金刑で十分なんです。特に懲
役にしなきゃならぬというより、そ
ういふ事態にも直面したことがない
よりでありますから。なぜ私そういう
ことを申し上げるかというと、こ
れはやはりこの法律の適用の対象にな
るほうからいえば、自分の財産に対し
て向こうさんの計画で一方的に入っ
てくるわけですからね。はなはだこれは
迷惑なことなんです。場合によつて
は、しかしまあ公共の立場から仕方が
ないということで法律上は認められる
わけですが、本来そういうものなんで
すからね。そうでないだれか土地を見
せてくれとか売ってくれとか言つたつ
て、いやおれはおれとしての考えがあ
るといつて断ればいい問題なんです
。公共性の名においてそれが変わっ
てきておるだけなんです。だから
私はそういうものについていきなり懲
役六カ月というより、しかも取用法
でも認められておらぬような、しかも
第三者の判断も通つてこない、施行者
自身がおれが入るのだ、こういつてき
た、それを拒む、それを徴役、もしそ
ういふことで紛争が起きた場合の事態
を考えますと、三万円以下の罰金の場
合であっても、現在の刑事訴訟法では
現行犯逮捕ができるわけなんです。ほ
んとくにむちやをいって立ち入りを拒
むという場合には、三万円以下であつ
てもできるのです。現行犯逮捕が。だ
からそういう財産上の問題で現行犯逮

捕までするといふようなことは、これ
は全く例外であるべきなんです。しか
しその例外的なことも認められてお
るわけなんです。ところがこれを懲役
六カ月といふことにすれば、その現行
犯逮捕が非常にこれは気分的に容易に
なりますね。警察官として。何といつて
もこれは、そこなんです。問題は、
入るほうには必要があるんだという、拒
むほうにはこの法律の第八条にも書いて
あるように正当な理由があれば拒める
わけですね。これが衝突している場
合に、いやお前のほうはけしからぬの
だ、こういった場合に懲役といふよう
なものがついておりますと、これはあ
なたそこにくる警察官の認定のいかん
によつては、まあ一般的にやはりどう
してもこういふ問題になりますと、施
行者の考え方に傾きやすい、実情とし
ては、そういう不公平なことが起きて
はいけない、ほかの判断も通つていな
いだけにそう考えるわけなんです。だ
から三万円以下でも別にほんとうにむ
ちやをいっている場合には、警察官に
よつて実力で排除できるわけですか
ら、今度は必要以上のむちやを施行者
がやるというのを防ぐためにも、従
来の経験から見てもたいしたことはな
いようですから、もっとこういふもの
は緩和したほうがいいということをも心
配しているわけなんです。どうですか。

○政府委員(水野君)　御意見の趣旨
につきましましては私もわかるのでござ
います。実は今急遽いろいろ先例を調
べましたところ下水道法、三十二年に
制定されたのですが、そこにおきまし
てもやはり立ち入りの妨害といふもの
に対して六カ月以下の懲役といふよう
な例になつておりまして、どうも事業

法といふような場合におきましては、
この事業法と申しますのは、事業の着
工から管理、処分、この一切について
適正な施行を確保するために一連の
規定がある、こういうような事業法的
なものにつきましましては、この調査、立
ち入りについての妨害に対する罰則と
いたしましては、体刑をつけていると
いふようなことがどうも先例になつて
おりますので、そういう先例と、また
ここで新例を開くといふことになりま
すと、かえつて不均衡になるといふよ
うな点もございますので、私どもとい
たしましては事業法の先例にならつて
規定をしたといふような次第でござい
ます。

○内村清次君　ちよつと関連して。今
あなたの御答弁をずっと聞いておりま
す。この罰則規定において前例があ
るのだ、事業法的なたとえば土地区画
整理法あるいはまたは市街地の改造
法、先ほどあなたは下水道の問題も出
しておられますが、土地区画整理の問
題は、これは都市計画法に基づいてそ
の区域内の土地に対しては、それは公
共の問題から整理事業をやるのだとい
うことですね。そして市街地のほう
は、主体としては道路の拡張という問
題が大きな問題として、そしてそのあ
たりにあるところの住宅、家屋に対し
ましては、これはその所有権をよく尊
重しながら、そして納得をいかせて住
宅の改造もやるのだ、こういう問題が
あるわけですね。下水道もそれはち
ろん都市の形態からいしても、ある
いは国民衛生の問題にいたしまして
も、そういう一連の公共といふ問題
が主体となつてそういう事業を完遂
するためには、土地の取用法も考える

のだ、これを拒む者に対してはどうだ
といふような罰則規定のある土地取用
法は、本法よりも少し重い罰則規定が
設けられておりますけれども、本法
といふものは、先ほど亀田委員からも
言われましたように事業法とはいいな
がら、やはり工業団地の造成をするの
だ、その工業団地はやはり製造業者
製造を業とする者たちをこの中に入れ
込むのだ。しかも首都圏においては特
にそれを制限をして、そしてその制限
したところの製造業者を、工業団地を
造成してその中に入れ込むのだと、こ
ういふような目的といふものが明確に
なつておるわけですね。しかも施行者
みずから土地を取用するといふ場合で
も、その所有者がこの法律の系統に基
づいてやはりきめていかなくちゃなら
ぬ、強権が発動されてくるという形態
だから、やはり人民の権利を守るため
に、ここに罰則規定を、ほかの公共性
のほんとうにあるところの事業法とい
うのは、これは重いじゃないか。こうい
うような形です。だから、ほかの事業
法と言われるけれども、その本質の目
的が違つておられるのか。それを十
分あなたのほうでは調査された上にお
いて、あなたのほうでは今後管理を厳
格にやるから、決して大企業ばかり先
には導入いたしませんというようなこ
とは言つておられますけれども、事実
は、受け入れ態勢の府県側、地方公共
団体はみなやっぱり大きな企業に來て
いたきたいという趣意のもとに、こ
ういった法案の要望をしておるわけ
ですから、あなたのほうもそういう目
的で作つた精神だろふと思ふのですよ。
そこであまりに過酷ではないかといふ

ふうに考えるわけです。この点はどう
ですか。ほかの法律も十分御調査な
された上のお考えかどうか。

○政府委員(水野君)　私どもは、た
だいま御意見の際に触れられましたよ
うに、このわが国の首都東京が過大
都市として、もう各種の弊害と混乱を露
呈いたしまして、もうどうしてもやつ
ていけない。そこで、東京の既成市街
地におきましては、工場の新設拡張は
これを制限する、こういう大きな制限
措置を講じておるのでございます。こ
れも考えようによつては非常に制限措
置でございまして、そういう制限だけ
をいたしまして、あとは適当にしろと
いふことでは、その産業や人口の適正
配置をはかり、それから人口や産業の
過度集中を防止するといふこともでき
ない。そこで、市街地開発区域といふ
ものを建設いたしまして、工業団地の
造成事業を中核として総合的な町作り
をやる、そしてこの東京の既成市街地
から広い意味で分散するものを收容し
ていく。こういうようなことにおきま
して、私どももいたしましては工業団
地の取得については大きな公共急があ
るといふふうに考えておるものでござ
います。いわゆる事業法としてさき
に制定されております不良住宅地区
改良法にいたしまして、土地区画整
理事業にいたしまして、市街地の改造
に関する法律にいたしまして、もう
公共性といふ点では決して工業団地造
成事業はひけをとるものでない。こう
いうような市街地開発区域制度を大い
に発展せしめまして、そして東京へ
の人口や産業の過度集中を防止する、
こういふようなことは現在もう非常に
重要な仕事である、たいへんな仕事で

ある。そういうようなことで、この工業団地の造成事業を中核として町作りが行なわれる。こういうことに私も大きな公共性を見付けておるものではないかと。そういう意味合いからいいますので、事業法の先例が多々ございまして、この先例にならぬように、調査測量のための土地の立ち入りにつきましては、妨害する者に対しては、私は適当であるというように考えておるのでございます。

○内村清次君 これを逆に住民の側から考えてみると、平たく端的に申しますと、やはり大きな資本が自分の土地を、あなた方のいわゆる公共の名のもとに、役人の作った法律の名のもとに自分の権利を、全部私有財産を取られていくのだ、とすると、土地収用法ではかえりやその他の補償の点が明確になつておらず、土地収用法においては、いわゆる土地収用法を適用する、もちろん、補償の問題を十分にやるかやらないかというところは、これはまた先の行政の問題になつてきておる。そういう形で私たちが平たくいへば、資本家のために、やはり昔の悪代官のような形で、自分の土地の地を取り上げられてしまふのだという感じを持たせるような住民感情を起してはいけないはずで、妨害をする者に対しては懲役にする、こういうことで、そこにはほとんど大資本の工場が出てくるということであつては、これはもう今の民主主義の世の中とは逆な方向に行くことになりやしないか、こういうことをおそれるのです。しかし、先ほどの事業法といふことも、先ほどの問題はそういう点の一つもあ

りません、これはすべてが公共の問題に關係しておる問題ばかりです。だからして、これは工業団地を作つて、決してそういう大きな工場ばかりは誘致いたしません、あるいは中小企業も一緒に誘致いたしますというように、一言で言へば、言葉では言われるけれども、実際の希望は大きな工場にひとつ来ていただきたい、それを移していただくというふうな精神が明白でしょう。

○政府委員(水野孝君) この工業団地造成事業によりまして造成されました工場敷地に、大企業を優先して受け入れるという考えは、私ももととしては毛頭持っていないのでございます。これは、この法律にございまして、この優先順位が規定されておらず、東京から広い意味で分散する工場を優先的に受け入れてやる、こういう考え方でございまして、で、実は現在まで、先般御説明申し上げたと思いますが、十六地区につきまして市街地開発区域の建設に現に着手中でございまして、この十六地区の工業団地におきまして、工業団地として、一部まとまつたところにつきましては、確保をいたしておりますが、その先例を、現在やつておる事例を申し上げますと、七十一パーセントは中小企業が入つております。そういうふうな、現在におきましても、私も、これは法律に基づかない全くの行政指導でございまして、行政指導でこの事業施行者に御協力を願ひまして、そういうふうな指導をしておるのでございまして、今度の法律がもし成立いたしましたならば、この法律に基づきまして、今度は政府といたしまして、この管理処分につきまして監

督ができることになりまして、従来よりも、より一そうそういう点につきまして留意いたしまして、大企業のみならず、このせつかく造成されました工場敷地が利用されないように、中小企業に造成工場敷地の優先をするように、厳重な監督をしていく所存でござい

○龜田得治君 大企業に偏重しないようにとおっしゃるが、実際問題として移転するにしてもやはり金のかかることとせしめ、中小企業といつてもそういうことにたえ得るものでなければ、実際上はいいけない。根本はたとへば、現在資本主義社会ですから配当制限等もないし、非常に有利な場合には製品を必ず安くせよとか、そういうふうなこともできないわけですから、結論としては、これが非常に公共性の高いもので、東京のほうに困つておるものから、その点に着眼すると公共性が出てくる。原因のほうなんです、主として、だけれど結果は、その公共性を利用して結局は少数の人が、非常に有利で助かるわけなんです。だからそういう議論はすでに済んでおるはずだと思つて、これ以上申し上げませんが、そこでもう一つ、長期にわたる管理だから事業として必要なこと、こういうことを盛んにいわれるわけなんです、これは長期にわたる管理の一番初めにやるわけなんです。長期にわたる管理の途中で何かこれが中断されるかもしれないというふうな問題であれば、多少強く出る、これは私はわかる。だけれど当初のどしどしという場合、これは、あれやこれやといふいろいろな意見が施行者にもあれば、あるいはその施行

者の対象になる地区においても、いろいろな意見が私はあるかと思つて、初めです。その初めの段階において、何もそんな収用法の認めないような態度で持つていつて、お前の土地に入つていくと、そういうふうな強いことを言う必要はないし、そういうことがむしろ、あれやこれやいろいろ案があるときに、無理をさせる一つの原因に私はなると思ふ。決して結果的にも必ずしもこれがなきやならぬものじゃないというふうな、実績からみて御答弁でもありますが、従来からいつておる事業法がそういうやり方をやつておるということであれば、私はこの際むしろ検討してほしいと思ふ。実際、やはりみんなの協力を得てやつていくということが根本でしょう。そういう意味で申し上げておるわけですが、だいたい同じようなことを繰り返しておられますので、一応この程度にいたしておきます。

そこでもう一つは、これも収用法との比較になるわけですが、あるいは事業法ではみんなこういうふうなやつておるとおっしゃるかもしれないが、それであれば事業法自身を再検討してほしいという意味で申すわけですが、この収用法の百四十三条の第一号では、起業者が勝手に入つてくるという場合には、やはり処罰されることになつておる。ところが新法によりまして入つてくるほうには懲役まで持つていくが、入つてくるほうには、収用法で認められておるような勝手に入つてくるやつに対する処罰、これを全然省いておるわけなんです。これも私ははなはだ公平を失するではないかと思ふ。これで行きますと、結局施行者のほうが必

要がある場合においては、第八条ではこうなつておるから、おれのほうは必要があるのだと、必要があつてもなくてもそれだけ言つてどんどん入つてくる。私は、これは当然、正当な理由なくして拒んだやつを処罰するならば、これもやはり処罰の対象にしておくべきじゃないか。幸い収用法は、拒むほうもむちやに入つてくる者も両方処罰するわけですからね。なぜこの新法において、その施行者に対する罰則を、収用法とそれほど違へるようにならぬようにしてしまつたか、その理由を明らかにしてほしい。これもまた事業法の先例ですか。

○政府委員(水野孝君) さうでございます。○龜田得治君 さうでございますと言つたので、私たちが多少今までのやつな点もあつたわけですが、党のほうからちよつと罰則のほうをいへん調べてみてくれというので、私も実は気がついたくらいでして、皆さんがこの膨大な事業法の初めのほうからずつと読んでいくと、なかなか理解するのに手間がかかる、もう罰則のところへいくと見ないのですよ、実際のところ。そういうものを先例、先例と言つて……よく比較検討していくと、はなはだこれは不公平なんです。こんな不公平は直したらどうですかね。入るほうには自由は入るほうだつてちゃんと許可を得なければならぬのだから、今度のやつは許可条件にかかつていないだけに、入つてくるやつはまるでむちやじゃないですか。実際これは県知事や公団の総裁が入つてくるなら、そんなむちやなことではせぬよ。どうせ依頼な

りを受けた工事関係者が入ってくるの
でしよう、わかっているでしょうが、
どういふことになるか。この点だけは
少なくとも私はちょっとつり合いがと
れなさ過ぎると思うのだ。プラスマイ
ナスえらい違いだ、これは。先例じゃ
なしに本質的にどう考えるか。

○政府委員(水野孝君) 実はこの工業
団地造成事業におきましては、この法
律にも規定されておりますように、ま
ず首都圏整備計画を作りまして、この
首都圏整備計画で指定されました市
街地開発区域につきましては、どの
地区に工業団地を造成するか、これは
もちろん工業団地のみならず住宅団
地、それから道路、街路、公園とか上
下水道とか、各般の総合的な町作りの
重要施設の整備というものを、この首
都圏整備計画で定めるわけですが、こ
の首都圏整備計画に基づいて今度は都
市計画決定、都市計画事業決定とい
うものがなされるわけです。そこでこの
首都圏整備計画というものにおきまし
て、まずこの工業団地というものは大
よそこの地帯に設定されるか。そうし
て事業施行者は住宅公団がやるのか、
都県がやるのか、都県が加入する一部
事務組合がやるのか、そういうことが
明確になっている。それをもう一ぺん
念を押して都市計画決定なり都市計画
事業決定をすると、こういうような段
取りになるわけでございます。この
土地取得権がある事業主体が、土地取
用法の一般規定によりまして事業認定
を受ける前に、いろいろな調査、測量
をする、そういうような場合よりも、
ある意味におきましては、首都圏整備
計画というものによりまして、工業団
地なりこの事業主体というものが明確
になっている、こういうことが言える

と思ふのでございます。そうしてこ
の事業主体はあくまでも公共的な機
関——今御説明いたしましたような住
宅公団なり、都県なり、都県の加入す
る一部事務組合、こういうものに、限
定されておりますので、そういう明
確になった事業主体、明確になった工
業団地につきまして、そういう公共
的な機関が測量、調査のために立ち入
りをするということでございます。ま
ず、決してみだりに必要もないのに他
人の土地に立ち入ったり、そういうよ
うなことはいたさないように十分監督
をしていきたいというふうに考えてお
るのでございます。

○亀田得治君 それは県とか公団がや
る仕事については、そういう不心得な
者は仕事に來ないという保証などは何
もないわけですよ、実際問題として。
それは監督するといひましても、そん
な一々現場のことに目が届くわけはな
いわけですね。だから、こういうふ
うになりますと、先ほど申し上げたよ
うな関係と合わせて考えますと、この
本法の第八条は非常な実際問題として
は違つた格好になってくる。で、結局
施行者の考えによつてほとんど入って
くる。その立ち入りを受けるほうは、
うっかり文句を言つて引っぱられる。
こういう関係が出てくるわけですね。
立ち入るほうはもう何らの制約がな
い。こんな法律に「必要がある場合に
おいては」その「限度において」なん
て書いてあつたつて、その限度を越え
たとしても、何もそれに対する制裁も
ないわけですから、だれかの判定を
受けてその人が入つていくということ
にもなつていないわけですね。施行者
のほうでは、あそこへ入つてひとつ見

てこいと、いやそれは見る必要があつ
たんだから行つたと言へばもうそれつ
きりなんだ。だからそういうことをし
ておきますと、今度は土地占有者のほ
うは「正当な理由がない限り」云々と書
いてあるから、正当な理由があれば拒
めるわけですね。ところが衝突した
場合に——その意見が今度は両方衝突
する場合は必ずありますよ——衝突し
た場合に立ち入りを受けるほうだけが
処罰の対象で、立ち入りをほとんど
やつてくるほうはだんだん、何らの処罰
対象になつていないわけなんです。だ
か、こんなことで衝突した場合に、公平
な事態処理というものになるかどう
か。私はならぬと思ふのですかね。

で、大体私の質問時間も終わります
が、ちょうど大臣の留守中に質問した
んですが、立ち入るほうの側は取用法
では勝手に入つてくる、こいつは処罰
対象になつてくるわけですね、三万円以
下の罰金。ところが本法ではこれがも
う全然罰則の対象にならぬわけですね。
だから、立ち入られるほうは最初申し
上げたように懲役六カ月までこゝろく
つけられて、うっかりするところ現行
犯、逮捕などが罰金よりも強くやられ
るというおそれがある。で入るほう
は、今申し上げたような二つ合わせて
考えますと、実際の運用面においては
なほだ不公平が生ずるじゃないか。そ
ういふことがなるべく起これぬように
事実上はまあよく相談なり指導によつ
てよくいっておる場合がほとんど多い
だらうと思ひますが、しかし、罰則を
つけたら云々といふことは、やはり何
らかの理由があつてそれはいいかない、
これも何もその道徳的に非難すべきこ
とじゃないに、いろいろやはりみんな

自分の財産のことですから、そういう
関係でうまくいかない、そういう場合
に起こるわけですが、したがつて起き
た場合にはそれが公平にいくような体
裁になつておらないと、法律としては
私はうまいのじゃないかと思ふの
ですが、そういう点でまあこの立ち入
るほうも事業法では全部省いておるの
だと、これも前例によつたんだとい
うまあさっきの御答弁なんです、はな
はだまあその前例もおかしいと思つ
て総括的にひとつお聞きしておきたい
と思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 先ほど來の
御質疑の時間、衆議院の本会議に行つ
ておりました不在でございましてた
で、十分御趣旨を体し得るかどうかと
思ひますが、実はたいへん重要な掘り
下げた問題について御質疑をいただき
まして、私もとしましていろいろ
法案制定段階で検討をし苦慮して参り
ました点にお触れをいただいたわけ
であります、御承知のとおり土地取
用法の場合におきましては、国家ある
いは公共機関だけではない、鉄道ある
いは電力等の公共性はありますが、企
業主体自体は公共機関でないという場
合があり得るわけでございます。で、本
件の場合におきましては、先ほど局長
からもお答え申し上げましたように、
まず基本として、国の機関でござい
ます首都圏整備委員会が首都圏整備計
画を樹立をして、その実施方法として
さらに区域ごとに都市計画決定をして
進めるといふ基本がございまして、
同時にこの実施機関は国家機関ま
たは公共団体という姿でございする
で、まあそういう関係から若干の開き

が出てきていふような次第で、なおこ
ういふ罰則につきましてはどちらかと
いへば、各省とも法案制定の段階で、
もつと専門的な研究をし、また統一
的な見解を下しております法務省、あ
るいは法制局、ことに法務省はいかな
る場合においても、罰則のつきまする
事項につきましてはタッチをいたしま
して、いろいろな立法例との比較、均
衡上の問題、盛り込む罰則の程度等
を十分検討されまして最終的にきまつ
て参りますので、法案を立案いた
します原局それ自体としては、やは
りそういう専門機関で諸般の検討をし
た上で、ここが妥当であるという結
論が出て参りますと、まあこれには
抵抗したいような事情もございま
す。私もとしましては実は御指摘の
点について若干異議を呈した時期も
ございまして、いろいろな角度から検
討いたしました、やはりこういうよ
うなあり方であることがやむを得ない
という結論に達しまして、成案を得ま
したような次第でございするもので、
いろいろ重要な点について御指摘を
いただきましたことにつきましては深く
敬意を表する次第でございしますが、
お含みをいただきたいと思います。

○亀田得治君 じゃあ最後にいたして
おきますが、まあこの問題はほかの事
業法にも大体こうなつておるといふこ
とであります、しかし先ほどもお聞
きしたところによりまして、必ずしも
そこまで強いものにしておかなくて
も、支障がそれによつてあるといふ
うに過去の経験からいって、はつきり
断定もできないやうであります。まあ
そういうわけでありまして、やはり
ひとつ御検討をよく願つと、今後これ

はもう当然のことだといったよりなこ
とじゃなしに、そういうふうにまあひ
とつ要望いたして私の質問を終わら
す。

○委員長（大河原 次君） 他に御質疑はございませんか。――他に御質疑もないようですから、両案についての質疑は終了したものと認めます。

から委員長の手元に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されておりますので、この修正案を議題といたします。まず内村君から修正案の趣旨説明を願います。

○内村清次君 私は日本社会党を代表いたしましたして、修正案の趣旨について御説明申し上げます。まず修正案文を朗読いたします。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とする。

修正の趣旨は、工業等制限区域内の教室の新増設につき、東京都知事の許可を猶予する旨を定めた附則の経過措置を廃止したことであります。

本改正法案は、首都における人口集中を緩和するために、今回新たに設けることとした制限施設の新増設の際における東京都知事の許可の規定につき、教育の公共性等の見地か

ら、工業等制限区域内の理工系の大
学または高等専門学校については当
分の間、その他の教室については三
年以内に限り、その適用を猶予する
旨を定めております。

しがしながら、近時における首都への人口集中はまことに著しく、そのために交通難の異常な深刻化はもちろん生活環境の悪化をすらもたらすに至っているのが現況であり、し

かも過大都市化による弊害はますます増大の一途をたどっているといわざるを得ないのでありまして、かかる重大かつ緊急な首都の現状にかんがみますれば、このような一定期間

内における経過措置を設けたことは、むしろ工業等制限区域内の教室の増加を促進する機会を助長するものであり、本改正法案の趣旨に逆行するものであるといわざるを得ない。

以上が修正案提案の理由であります。

○委員長(大河原 次君) それではただいまの修正案に対し、質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。――別に質疑もないようですから、修正案に対する質疑は終了したものと認めます。

それではこれより両案並びに内村君提出の修正案を一括して討論を行ないます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（大河原一次君） 速記をつけ

○内村清次君 私は日本社会党を代表して、首都圏市街地開発区域整備法の

一部を改正する法律案に、遺憾ながら反対の意思を表するものであります。その理由の第一は農地に関連する問題であります。われわれは首都圏の秩序ある発展をはかる必要を認めること

に決してやぶさかなものではございません。しかしながら過大都市の問題は単にその地域のみ問題ではなく、低開発地域を含む国土全体の立場から解決をしなければならないものでござい

ます。昭和三十五年度における農地転用許可実績は約一万五千町歩で戦後最高となっており、工業用地、住宅用地等の農地に対する依存状況はきわめて強くなつてきておるのであります。ま

た地価の暴騰は著しいものがございます。太平洋ベルト工業地帯における工業の発展と農業の変化の激しい動きを見ましても、工場等による土地蚕食と地域の社会環境の破壊は事実上、野放

し状態になっております。国土総合計画の推進、強力な施策の必要が今日より急なるものはないのであります。首

都圈のみかかる施策を行なうことに對し疑問を有するものであつて、まず、国土の利用区分を明確にし、全国的な国土の総合的な開發を促進して、國民の所得た繁榮の方途を実施すべきであると思ふのであります。この意味に

おきまして反対するものであります。次に土地収用の問題であります。本改正案は工業団地造成事業の公共性にかんがみ、施行者に土地等の強制取得を認め、土地収用法の規定を適用しよ

うとしております。造成敷地等の処分管理計画等、敷地の適正使用確保を応うたつてはありますが、結局は私企業のための強権発動という形であります。都市計画事業というベールに包ま

れた強権力の行使は、住民に与える心理的影響がきわめて大きく深刻なものであると申さねばなりません。反対理由の第二点であります。

税の軽減措置の規定がありまする

が、これは一歩進んで全免にすべきである」と主張するものであります。

第三点といたしましては罰則についてであります。本改正案の本質から徴しましても、土地収用法における罰則

等と比較検討してみました場合に、本改正案の罰則は非常に均衡を失して重きに過ぎるものがあると考えるのでございます。事業法体系の先例にならうたというのでありますけれども、この

きものであると思うのでありまして、
 こういふ見地からも私どもはとうてい
 賛成することはできないのでございま
 す。

以上三つの理由をつままして、本牧

正案に対しまして反対の意を表するものでございます。

○米田正文君 私は自由民主党を代表
いたしまして、首都圏の既成市街地に
おける工業等の制限に關する法律の一
部を改正する法律案に賛成をいたし、
次に、首都圏市街地開発区域整備法の
一部を改正する法律案に賛成をいた

また、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する律法案に対する修正案に反対をいたすものであります。

今日の官署屋敷の増築に及ばず市街地の人口増加は、当初の基本計画を上回りまして非常に激増をいたしております。そのために都内の交通難はますます激甚をきわめており、交通事故は交通戦争といわれるまでになっており

ます。かつは環境衛生的に見ましても、
 全都の空氣は汚染されております。あ
 るいは工業用水、飲料水等は不足をい
 たし、というような過大都市の弊害が、
 著しく前面に出てきておる現状でござ

います。したがってこれらのご過大
都市の弊害を解決するための処置とし
て、今回この法律が出されたのでござ
います。これはこの制限のみでなく、
この制限と対応して衛星都市を建

設するというものと表裏一体でなければならぬものと思いますが、そのほうでも法案が提出されておるわけでござい
ます。

で、私はまず、この首都圏の既成市

衡地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案については賛成をいたすものでございますが、ただこれで十分かという点になりますと、いろいろと意見を持っております。け

れども今日の段階として一段階前進という意味において、私は賛成をいたすものでございますが、今後事情を見な

から一そのこれらの規制の強化をやる必要があると痛感をいたしております。そして一日も早くこの都市機能の改善をはかられるように要望をいたす次第でございます。

ただいまの社会党提案の修正案でこ

ざいですが、これはただいま御説明がございまして学校の増築に関する問題でございますが、私どももこういう学校も人口増の非常に大きい原因の一つでございますから、できるだけ早く学

校等も全面禁止をするような措置が望ましいと思っております。しかし今日の特に理工科系の学校等は、その教授を得るというよりなこと、あるいはその実験施設等を必要とするというより

なこと等の特殊な事情がありまして、現在の既成のものを利用しなければならぬという特殊理由もございいますから、それらの点からある程度の緩和の期間を置いて制限実施に近づいていくというようにいたすのが現状に合っております。こういふ考えから社会党提案に反対をいたすものでござい

ます。首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案は、これは工業衛星都市の育成発展をはかつていくという趣旨のものでございまして、現在すでに衛星都市を各地で実施中でございます。ただその状態が必ずしも所期のように進捗を見ておられないというところに問題があるので、これらの問題の解決の一つの手段として今回法律改正を提案せられておられると思ふんです。で、今後こういう団地造成を適正、円滑に進行させるための方途として、造成の施行者を定め、または今日の用地取得の現状にかんがみまして土地収用法の適用をはかりとし、あるいは造成地の処分管理計画の法定をいたそうとしており、また土地提供者に対する税の減免措置をはかりたいと思つておるもので、いずれも適切な措置だと思つておる。これらの措置を早急に進めることは、私は今日非常に必要だと思つて、賛成をいたすものでございまして、ただこれも実際に各地でやっておりますが、実情を見ましても、なかなかうまくいかぬ点がある。この法律を改正しただけでは十分だとは思つておりません。たとえば一つの団地造成にいたしましても、事業の実績からみましても、道路だとか上下水道だとか工業用水とか公園、緑地、学校、その他の交

通あるいは通信設備というより、いろいろな各般の施設を総合的に実施をしなければならぬのでございまして。こういうことできめられておる施行者でこれらのことが総合的に、円滑に実施せられるかどうかについては、非常に懸念をいたすのでございまして。私はもつと徹底的な方針を考へるべきである、その方途もいろいろ御研究になつていこうと思つて、それらを至急に私は次の段階において、なるべく早く強力に実施機関を作り、そうして予算の総合的な運営をはかつていくというような措置を講ずるようによ望をいたすのでございまして。

最後に私は、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、附帯決議を提案をいたしておきます。朗読をいたします。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

附則第三項の學校についての経過措置に關しては、本法制定の趣旨にかんがみ、その経過期間を短縮する等その運用に万全を期すること。

右決議する。

でございまして。この趣旨につきましては、私先ほど説明をいたしましたので省略をいたします。

○田上松衛君 この際、民主社会党を代表いたしまして、まず首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案に對しまして、原則的には賛成の意見を申し述べたいと思ふ。首都圏の過大都市化を防止しつつ、首都圏の秩序ある発展を企図するとこ

ろの具体的な手段として、一面では首都圏の既成市街地における製造工業や、大学及び高等専門学校及び各種学校等の新増設に対する制限を強化して、他面ではこれらを受け入れるところの市街地開発区域を整備して、工業衛星都市の育成発展を期するために積極的な施策を講じようとするところの趣旨については、たとえ若干の問題があると思つたとしても、むしろこれを飛び越えなければならぬほどの緊急必須の事項であるという認識の上に私は立つておるのであります。したがつて本改正案に對しましては、経済の高度成長化やあるいは国民所得の倍増を金看板としておられますところの自民党政府が、にっちもさっちも行かないような現在の状態にまで放置しておいた怠慢を責めればこそすれ、おそ過ぎたといえどもこれに反對する理由には持ち合せておりません。ただ問題は、これが実施にあつて直面するであろうところの難関について若干の危惧を感じないわけには参りません。そこで次に申し述べるところの附帯決議を付して原案に賛成いたしたいと思ふ。

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案に對する附帯決議の案をまず朗読いたします。

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

附帯決議案

本法に基いて土地収用を実施する場合においては、左の事項につき特段の配慮をなすこと。

一、みだりに私権を侵害するかの如きそしりを招かざるよう万全を尽すこと。

二、土地等の提供者に対する補償等の措置については遺憾なきを期すること。

右決議する。

今さらこの附帯決議案を提案いたします理由をこまごましく申し上げる必要はないと存じますけれども、簡単に申し上げますならば、一の事項については、先刻社会党側からの質疑の中でありますように、立ち入り測量の問題や、あるいは公共用地に名を借りて国家権力を発動しながら、収用されたあとの土地内には、事実上これに便乗する営利事業等が起らないとも保証されないような事柄を含めまして、いわゆる私権の侵害のにおいを残さぬよう万全の注意をすべきであるという意味であります。

第二の問題は、この第一の事項を、結果的にも、具体的に、幾分でも助けることができるだろうと考へての事柄であります。

時間の関係上どういふことは申し上げませんが、どうぞ賢明な皆さんがこの趣旨を了とされまして、本附帯決議案に御賛同をお願い申し上げたいと存じます。

次は、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案に對する問題でございまして、私はこれに對しても原則的には賛成いたすのであります。賛成の理由は、政府が示された案に、そのとおりだと同じ感じを持つからであります。

この際、社会党から提出されましたところの修正案については、遺憾ながら反對の意思を表明いたします。と申し上げますことは、なるほど修正案の提案理由は一応もつとものと考へる

節がございまして。しかもこの改正案を必要とすればするほど、これが促進をはかることは当然でございまして、理論的にはこれに反駁するものを持ち合

わしておりません。しかしながら現実の問題を考へてみますと、先般私が質疑の中で表明いたしましたごとく、すでに東京都内において七十一の大学があるという事実である。その他工業専門學校ないしは各學校等たくさんあります。財団法人日本私立大学連盟から幾たびか来られて、これに反對してくれという趣旨を、私はむげに退けるわけにいかないとまで感じた節がございまして。と申し上げますことは、大学側においても、もちろんこの改正をすべきだという趣旨自体については決してわからぬわけでないし、どつちかというならばそうすべきだといふ考へを持つておられるのである。しかしながら現実の問題として、既存のものは政令で定めた事項を都知事に届け出て、その団地内においてのみ大学として必要な施設をすることになつて、それに対して年次計画を立て、財源を調達し、大学施設基準に必要な施設の充足を遂行してきておるのである。そこでこれを理工系の教室は自分の間だとか、その他の教室については三年だとか、こういう工合に期間をきめられてやつていくというようなことは實際問題としてできない。大きな金持ちが社会事業的に何かやつておるといふことであるならば、これはまた考へようもあろうけれども、正直なところ、今日の大学の姿といふものは大きな負担を、腹の中では残念だと思ひながら、幾多学生なりあるいはそれらの父兄に對して協力をしてもらわなけれ

ばならぬ。多くは入学金がどうであるとか寄付金がどうであるとかいろいろ非難を受けつづも、やっていかなければならぬということが実態であるのだから、これを制限されこれに移されるというのを、三年や五年の間にやれな

んとすることをやることは、理屈を離れて現実の問題として不可能だ。むしろ男に子を生めというにひとしいとまで極言できると思うのであります。私はこの実情はやはり無視できない。したがって、できないことをやれということとはこれは無理だ、できるやうにしてやらなければならぬ。さつき自民党さんのほうから言われた附帯決議をつけて、そうしてできるだけ立法の趣旨を通すことのために努力しなければならぬので、いたすけれども、この期間内にこうしなければならぬといううな行き方について、これはむしろ無理だと、こう感ずるのであります。

時間の関係で、思うことを十分表明することができないことをまことに遺憾といたしますけれども、しかしながらこの場合、どうぞひとつ社会党さんにおかれても、先般申し上げましたように、立法の面からは理論的には反対する理由はないのだけれども、修正案に對しまして、しかしながら現実を見詰めていくときに、不可能なことをやれということとは、むしろそのほうが無理だ、こう感ずるがゆえに私は遺憾ながら社会党の修正案に對しては反対せざるを得ない、こう見るのが本旨でございます。

したがって、結論を申し上げますると、原案に賛成し、かつこれにつけられるところの自民党の附帯決議には賛意を表しまして、私の討論を終わる次第であります。

○委員長(大河原一孝君) 他に御意見もないようでございますから、両案並びに修正案についての討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。まず初めに、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行ないます。

先ほどの内村君提出の修正案の問題に供します。内村君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○賛成者挙手
○委員長(大河原一孝君) 少数であります。よって内村君提出の修正案は否決されました。

それでは次に原案全部の問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

○賛成者挙手
○委員長(大河原一孝君) 全会一致と認めます。よって本家は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本家を原案とおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○賛成者挙手
○委員長(大河原一孝君) 多数であります。よって本家は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(大河原一孝君) 多数であります。よって田上君提出の附帯決議案は、首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案について、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○賛成者挙手
○委員長(大河原一孝君) 多数であります。よって田上君提出の附帯決議案は、首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案について、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

持するための樹木の保存に関する法律案について開会いたします。

午後三時十六分散会

四月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案(衆)

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律案

第一条 この法律は、都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に

関し必要な事項を定め、もつて都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(保存樹等の指定)

第二条 市町村長(都の特別区の存する区域にあつては、都知事。以下同じ)は、都市計画法(大正八

年法律第三十六号)第二条の規定により決定された都市計画区域内において、美観風致を維持するた

め必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹

林として指定することができる。

2 市町村長は、前項の指定をするときは、その旨を当該保存樹又は保存樹林の所有者(以下単に「所有者」という。)に通知しなければなら

ない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条

第一項、第七十条第一項又は第九十八条第二項の規定により指

定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団

二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の規定により指定された保安林に係

る樹木の集団

三 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前二号に掲げるもの以外のもの

(指定の解除)

第三条 市町村長は、保存樹若しくは保存樹林が前条第三項各号の一に該当するに至つたとき、又は保存樹若しくは保存樹林について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹又は保存樹林の指定を解除することができる。

3 所有者は、市町村長に對し、保存樹又は保存樹林について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

4 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により指定を解除する場合について準用する。

(標識の設置)

第四条 市町村長は、保存樹又は保存樹林の指定をしたときは、建設省令で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

第五条 所有者は、保存樹又は保存樹林について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 何人も、保存樹又は保存樹林が大切に保存されるように協力しなければならない。

(所有者の変更等の場合の届出)

第六条 保存樹又は保存樹林について、所有者が変更したときは、新たに所有者となつた者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 保存樹又は保存樹林が滅失し、又は枯死したときは、所有者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第七条 市町村長は、建設省令で定めるところにより、保存樹及び保存樹林に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(報告の徴収)

第八条 市町村長は、必要があると認めるときは、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の現状につき報告を求めることができる。

(市町村長の助言等)

第九条 市町村長は、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。

(報告、勧告等)

第十条 建設大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、保存樹若しくは保存樹林に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は保存樹若しくは保存樹林の指定その他その保存に関し必要な勧告、助言若しくは技術的援助をすることができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設業法施行令改正に関する請願(第二、九四四号)(第二九六四号)

一、名神高速道路高架下空地貸与等に関する請願(第二、九六二号)

第二九四四号 昭和三十七年四月十日受理

建設業法施行令改正に関する請願

請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ一〇二ノ三四兵庫県土建一般労働組合内松栄義久

紹介議員 田中 一君

建設業法施行令第一条に「建設業法第三条第一号の政令で定める軽微な工事は工事一件の請負代金の額が五十万円に満たない工事とする」とあるが、右の五十万円を百万円に改正されたい。

最近、建設業者というには余りにも零細な施工者や、いわゆるとりどり、一人親方と言われる職人層に「五十万円以上の請負をやつて」とか「建築士の資格をもつて」とか「理由で、業法登録を強制し過大な負担をかけている事例が多いが、これは建築職人の生活実態や施工実態を無視した職人いじめの措置であり、登録指導としてはなほ行きすぎである。五十万円という現行規定は、現状ではいかにも低額にすぎものであり、標準建築費指数(木造)や賃金指数から見ても明らかで、この額では十坪一十五坪の小住宅建築もできない実情であるから、即時百万円に改定せられたいとの請願。

第二九六四号 昭和三十七年四月十一日受理

建設業法施行令改正に関する請願(三通)

請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ二三兵庫県土建一般労働組合内 小栗実外 二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二九四四号と同じである。

第二九六三号 昭和三十七年四月十一日受理

名神高速道路高架下空地貸与等に関する請願

請願者 京都市伏見区深草深草商店街会内 林勇外一名

紹介議員 井上清一君

京都市伏見区深草地区商店街を横断する名神高速高架道路の下に、地域商店街以外の資本力を含む生活協同組合もしくはスーパーマーケット等の企業進出を許したならば、「消費者とともに栄える商店街」を合言葉に、戦後十七年懸命に築き上げてきた当商店街の企業は、たちどころに危機に陥り、分散、倒産のうきめをみることは火を見るより明らかであるから、昭和三十七年六月名神高速道路高架路線完成の時は、当商店街に対し、国有道路高架下空地の松下げ、または貸与をせられたいとの請願。

昭和三十七年五月一日印刷

昭和三十七年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局